平成２２年（フ）第３７９３号
横浜市栄区桂台北11番18号
債務者　古賀　健夫
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９号
神奈川県藤沢市藤沢1031番地の１　日神パレステージ藤沢505号
債務者　松平彦鎬こと　呉　　彦鎬
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７０号
神奈川県藤沢市城南５丁目１番30号　ベルス湘南Ｂ203
債務者　和田　朱未（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８２号
横浜市港南区笹下３丁目13番14号　コーチＴ304
債務者　佐久間由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８号
東京都町田市玉川学園７丁目27番10号
債務者　成井　　透
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９４号
東京都青梅市柚木町２丁目380番地の７
債務者　鈴木英玉こと　都　　英玉
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０１号
東京都八王子市八幡町２番３―501号
債務者　白川　園子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０３号
東京都八王子市子安町１丁目48番12号アルタス第２ビル301号
債務者　平井　澄男
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８号
熊本県天草市東町58番地１
債務者　岩本　幸恵（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第８９５号
岡山市南区藤田1684番地14
債務者　安藤　　進
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
岡山市南区大福409番地２
債務者　栢野　　博
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
岡山県真庭市台金屋395番地45
債務者　川端　一雄
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１６号
栃木県上都賀郡西方町大字金井609番地２、従前の住所東京都葛飾区柴又５丁目31番10号プリモタカラ202
債務者　関口まゆみ（旧姓中溝）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２２号
栃木県下都賀郡壬生町至宝１丁目11番25号フローラルカーサＢ201
債務者　小林　勝之
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３３号
広島県福山市山手町４丁目18番６－３号
債務者　小宮山由香（旧姓宝諸）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係